

沖縄離島活性化推進事業費補助金による石垣市児童生徒が所属する団体等の市外派遣
に関する補助金交付要綱

令和6年6月1日

教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島地域特有の条件不利性を軽減するため、石垣市内の県立学校、市立小中学校、私立学校、スポーツ少年団及び運動競技若しくは文化的活動団体(以下「団体等」という。)に対して、部活動やスポーツ少年団活動等を通して培った技術力や心身面の習熟度、指導力向上等の成果を確認するため、市外及び県外で開催される運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール、コンテスト、練習試合等(以下「大会等」という。)への派遣に要する経費に対し、沖縄離島活性化推進事業費補助金により予算措置された年度において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 前条に定める団体等
- (2) その他、教育長が適当であると認める団体等

(補助金の額)

第3条 補助金の額については、前条に定める団体等に所属する児童生徒等のうち、市外及び県外で開催される大会等の登録者又は団体等が推薦する児童生徒等(以下「大会等の登録者等」という。)の派遣に要する経費に対し、別表に基づき算出する。ただし、国、県又は各種団体等から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

2 国外で開催される大会等については、大会等の登録者等の国内移動に係る航空運賃の全額及び宿泊費実費分を補助する。ただし、航空運賃は国外を含む航空運賃総額の半額を上限とし、宿泊費は別表の県外を準用する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請に関する手続は、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

2 補助金の交付を受けようとする団体等は、規則に定めるもののほか、教育長が定める期日までに関係書類を添えて補助金等交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適正で

あると認めた団体等に対し、補助金等交付決定通知により通知する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した団体等は、補助金が不要となった場合、補助金の申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体等は、規則に定めるもののほか、教育長が定める期日までに関係書類を添えて補助金等実績報告書(様式第2号)を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告の内容を審査し額を確定したときは、補助金等確定通知により通知する。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた団体等に対して、報告又は関係書類の提出を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた団体等は、前項に規定する報告又は関係書類の提出に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

項目	内容	
	県内	県外
補助額	大会等の登録者等に係る航空運賃及び宿泊費の実費分、楽器等の輸送にかか る費用の半額を補助する。ただし、補 助限度額は次のとおりとする。	大会等の登録者等に係る航空運賃の半 額及び宿泊費の実費分を補助する。た だし、補助限度額は次のとおりとする。
補助限度額	大会等の登録者等1人1回派遣あたり 航空運賃 11,000円 宿泊費 4,000円 ※宿泊費は2泊まで 輸送費 3,000円	大会等の登録者等1人1回派遣あたり 航空運賃の半額 宿泊費 6,000円 ※宿泊費は2泊まで
補助の制限	大会等の登録者等のうち、市以外の団体等からの補助金又は父母会等の活動 収益・寄附金等の充当により、自己負担が発生しない場合は、補助金は交付 しない。また、自己負担額が上記の補助限度額を超えない場合は、自己負担 額を上限として補助金を交付するものとする。	